

平成31年1月4日

木林事務局長 様
三好課長補佐 様

吉岡 政昭

荒打ちの「議事録」を正式な議事録完成以前には、関係議員にも
提供できないとする根拠（文書）について

何度も何度もお願いしてきた標記の件に関して、拒否する文書上の「根拠」を求めましたところ、出典不明であります。多分、議会関連の「Q & A」の文書からのコピーと思われるものが送られてきました。何はともあれ、送付頂き感謝します。
さて、一読した私は、「なんだ、提供すること問題ない、OK じゃないか」と思いました。

(回答1)

「上段のコピー」の「法律的義務はない」について

「法律的義務はない」という文言を送ってきたと言うことは、私がこの言葉をわかっていないとなめてかかっているか、送った本人がわかっていないかのどちらかだと思います。

「法律的義務はない」と言う意味は、法律に「法律的義務はない」と書かれているとう意味ではなく、直接、その問題に何も書かれていない、触れていないと言うことです。この法律上の「隙間」を利用して、無認可保育園や無認可の老人施設が生まれたり、それに補助がなされたりしています。

また、この関連で新たに条例を作った方が「安定する」「必要である」と判断すれば、憲法の定めに従って「法律の範囲内で条例を制定することが出来」ます。それが「まちづくり基本条例」や「議会条例」です。

「法律的義務はない」と言う意味を「義務はないが、理念的根拠・合理的根拠・正当な理由があれば出来る。」と考えるのが常識なのです。

それを「吉岡さんがそう考えるだけでしょ？」との発言は、避けた方がいいと思います。役場職員として恥ずかしいからです。

(回答2)・・・「下段のコピー」の説明

「会議録の作成前にその抄本を発行することは、物理的に不可能である。」
について

まず、この回答が「完成前」ではなく「作成前」と言っているわけですから、当たり前すぎるくらい当たり前です。そもそも、「作成前」には、会議録は存在しないわけですから「不可能」と言うことになります。

しかし、「作成前」が「完成前」という意味で使っているであれば、物理的に可能に

なりますし、「物理的に可能であればできる」と読み取ることが出来ます。
実際、可能な場合がたくさんあり得えます。特に安平町の場合はです。

コピーにおける「問い」は次のようになっています。

『会議録の「作成前」に議員から議会報告のためとして、本人の発言及び答弁部分に関する抄本の請求があった。（このことが）抄本の発行に値するか』でした。

これに対する「回答」は、上記の「四角の文章」でした。

「完成前なら物理的に可能」です。

(1) もし、「完成前」という場面で、抄本の提出を希望した議員の議事録が、出来上がっている場合は、「物理的に可能」です。

(2) 安平町の場合のように、質問者の全員が出来上がっている場合の抄本の提供は、事情的にも、完全に「物理的に可能」で簡単です。

(回答3)・・・「下段コピー」の説明

「会議録は、議長及び議会で定めたいわゆる署名議員が署名して初めて会議録なるものであり、「速記メモ」がその代用となるものではないから、その写しを発行すると言うことは考えられない。」について

※ ポイント (代用を果たしているものであれば、写しの発行は出来る)

安平町の議事録の「荒打ち」は、「速記メモ」ではありません。

同じだという人のために指摘しておきます。

「速記メモ」は、議場で専門家の手書きで記録された文章記録です。

「荒打ち」は、議場でない場所で、録音をパソコンに打ち込み日本語変換したものです。

しかも、安平町の「荒打ち」は、「あびら 議会だより」発行のために、議員に渡され正式な議事録作成のために「代用」しています。

「速記メモ」は、「代用」とならなくとも、「荒打ち」は、長い間、現実に代用されて来ています。なぜなら、「速記メモ」と「荒打ち」は、違うからです。

従って、「速記メモが議事録の代用」が出来ない為に「写しを発行できな」くとも、「荒打ち」は、実際に「あびら 議会だより」発行のために、議事録の代用を果たしているわけだから、その写し(抄本)は発行できるのです。

※「録音テープ」の提出を私は求めておりませんので、除外しておきます。